

会 議 録

会 議 の 名 称	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会																								
開 催 日 時	令和6年7月25日(木) 13時52分 ~ 14時44分																								
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室																								
議長(会長)の氏名	新井 彪																								
出席委員(者)の氏名	新井 彪 ・ 勝浦 信幸 ・ 木村 裕 齊藤多美恵 ・ 新井 正美 ・ 川崎 孝 熊木 勇 ・ 長 利光																								
欠席委員(者)の氏名	宇津木謙一																								
事務局職員の職・氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務局長</td> <td>宇津木優明</td> </tr> <tr> <td>事務局参与</td> <td>高山 淳</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>中田 真一</td> </tr> <tr> <td>事務局副参与</td> <td>菊地 征一</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>大沢 嘉史</td> </tr> <tr> <td>業務課長</td> <td>岡本 義徳</td> </tr> <tr> <td>維持管理課長</td> <td>安原 仁</td> </tr> <tr> <td>総務課副課長</td> <td>勝田 恭正</td> </tr> <tr> <td>総務課課長補佐</td> <td>井上 聡</td> </tr> <tr> <td>財務課課長補佐</td> <td>牛久保 武志</td> </tr> <tr> <td>総務課係長</td> <td>吉瀬みゆき</td> </tr> <tr> <td>業務課主任</td> <td>池田 恭子</td> </tr> </table>	事務局長	宇津木優明	事務局参与	高山 淳	事務局次長	中田 真一	事務局副参与	菊地 征一	総務課長	大沢 嘉史	業務課長	岡本 義徳	維持管理課長	安原 仁	総務課副課長	勝田 恭正	総務課課長補佐	井上 聡	財務課課長補佐	牛久保 武志	総務課係長	吉瀬みゆき	業務課主任	池田 恭子
事務局長	宇津木優明																								
事務局参与	高山 淳																								
事務局次長	中田 真一																								
事務局副参与	菊地 征一																								
総務課長	大沢 嘉史																								
業務課長	岡本 義徳																								
維持管理課長	安原 仁																								
総務課副課長	勝田 恭正																								
総務課課長補佐	井上 聡																								
財務課課長補佐	牛久保 武志																								
総務課係長	吉瀬みゆき																								
業務課主任	池田 恭子																								
傍 聴 者	なし																								
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶(会長・管理者) 3 職員自己紹介 4 諮問書の交付 5 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業経営戦略の改定について (2) 下水道使用料の改定について (3) その他 6 閉会 																								
配 付 資 料	<p>【当日配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 職員配置表 ・ 令和6年度下水道事業会計予算案の概要 ・ 令和6年度下水道事業会計予算書 ・ 過去の使用料に関する答申書の写し(H28、R3) <p>【事前配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書写し(公共下水道事業経営戦略の改定について) ・ 坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業経営戦略の改定(案) ・ 諮問書写し(下水道使用料の改定について) ・ 下水道使用料の改定について 																								

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>【1 開会】 定刻前ではございますが、皆様おそろいですので始めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様、本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日、宇津木委員におかれましては、所用のため欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>よって、現在の出席者8名、欠席者1名でございます。</p> <p>従いまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席でありますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、ただいまから令和6年度第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p>
事務局	<p>【2 挨拶】 はじめに、新井会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、石川管理者より挨拶を申し上げます。</p> <p>(管理者挨拶)</p>
事務局	<p>【3 職員自己紹介】 続きまして、本年4月1日付職員の人事異動に伴い、事務局職員が一部異動しておりますので、改めて、本日出席している職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>お配りしております職員配置表をご覧ください。</p> <p>(職員自己紹介)</p>
事務局	<p>【4 諮問書の交付】 続きまして、管理者より諮問書の交付がございます。</p> <p>なお、諮問書の受理につきましては新井会長をお願いいたします。</p> <p>(管理者から会長へ諮問書を手渡す)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>管理者におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席をすることをご了承願います。</p> <p>(管理者退席)</p>
事務局	<p>議事に入らせていただく前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元の配付資料一覧表と併せてご確認願います。</p>

	(配付資料の確認)
事務局	<p>【5 審議事項】</p> <p>次第に基づきまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、新井会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>議長を務めさせていただきますので、よろしくお祈いします。</p> <p>審議事項の前に、本審議会の会議及び会議録につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会運営規則第6条にて公開が原則となっておりますが、本日の会議及び会議録につきましては、公開することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声)
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本日の会議及び会議録は公開することといたします。</p> <p>次に、傍聴希望者について確認します。</p> <p>傍聴者につきましては、同規則第7条で定員を10名以内と定めていますが、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>本日の会議における傍聴希望者はおりませんので、ご報告いたします。</p>
会長	<p>続きまして、本日の会議の会議録への署名につきましては、同規則第5条に会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されておりますので、私から指名させていただきたいと思ひます。</p> <p>本日の会議の会議録署名委員に齊藤多美恵委員と新井正美委員にお願いしたいと思ひます。</p> <p>齊藤委員、新井委員よろしいでしょうか。</p>
	(了承の声)
会長	<p>よろしくお祈いいたします。</p> <p>それでは、審議事項に移らせていただきます。</p> <p>審議事項(1)「坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業経営戦略の改定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
	(事務局より資料に基づいて説明)
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質問やご意見を伺いたたいと思ひます。</p>
委員	<p>6ページの施設の休止、汚泥の共同処理の効果について伺いたたい。</p> <p>また、10ページの不明水対策の取組みなどについて教えていたたい。</p>
事務局	<p>広域化については、平成30年より水処理センターで発生する汚泥</p>

	<p>の一部を県の下水处理場に持ち込んでいます。</p> <p>それによる最大の効果は、持ち込むセメント会社、コンポスト製造会社以外の選択肢が増え、汚泥が年間1万2千トンほど出るうちの4分の1を持ち込めるようになり、処分先が安定したことです。</p> <p>また、処分費についてもセメント会社よりも若干金額のほうに運搬費込でも安いということで、経費的にも軽減されています。</p> <p>不明水対策については、今後、管渠のストックマネジメントを進めていく計画になっており、点検調査を行い、不具合のある管渠から管渠の中に樹脂等を巻く更新工事を進めていくことを考えております。それにより不明水が減っていくと考えております。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>あわせて誤接続の取組みも伺いたい。</p> <p>誤接続については、特に西坂戸地区で調査をさせていただいた。市内全体の調査は、今のところ計画していませんが、日々、排水設備の検査の時に職員が充分留意しながら検査を行っているので、誤接続はあまりないと思われます。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>不明水17%は、率から言ったら相当大きいのではないかと。</p> <p>不明水の原因は、誤接続よりも、地下水の影響と考えています。年間降雨量によって、各年度の有収水率に増減があり、地下水が高くなると、どうしても不明水が多くなってしまいう状況です。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>不明水が入ってくるということは、汚水が入ってくるわけじゃないですよ。清水が増えることは、処理能力的にはどうなのか。</p> <p>不明水を止めるのに工事費がかかるわけだが、水が止まらなくても仕方がないという考え方と、どうしても止めなきゃいけない考えとどちらなのか。</p> <p>不明水は、下水道計画で15%前後見ており、処理場の処理能力として、カウントされています。</p> <p>しかし、台風等の集中豪雨の時は、それ以上のものが入ってきますので、一時的に処理能力が低下することは事実です。</p> <p>本組合は、分流式と言いつつ、汚水と雨水を分けているので、そこまでの能力オーバーはありませんが、普段より多く入って来ると処理能力が下回る場合もあります。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>37ページに資産活用による収入増加の取組みとありますが、北坂戸水処理センターはそのうち処分するのか。</p> <p>不動産の将来設計があったら聞かせてもらいたい。</p> <p>石井水処理センターに統合した後の北坂戸水処理センターの施設等をどのように活用するかという検証は、これからということになっています。</p> <p>地下に施設等が多く、撤去費用が大変高額になる事が予想されており、統合が進みましたら、検討を始めていくという状況です。</p>
<p>委員</p>	<p>10ページにある有収率83%について、先ほどのお答えの中で85%位が目安ということだったが、上げる方策として不明水対策以外</p>

事務局	<p>に何かあるのか教えていただきたい。</p> <p>現在、管渠のストックマネジメント事業で調査点検を行い、劣化具合を調べている段階です。</p> <p>管渠が劣化しているということは、侵入水があることも想定され、調査に基づき、今後、管渠の更新工事を継続していかねばなりません。</p> <p>更新工事により、多少なりとも侵入水が減ると考えておりますが、一度に何10キロも施工できないので、ストックマネジメント事業を継続することで、侵入水が少しずつ減って行くと考えております。</p>
会長	<p>具体的に、ここの柵は危ないとか、気になるようなところは抽出できているか。</p> <p>雨が降った時に柵から噴いているのを見たという話を聞くことがあり、そういう時に下水が入ってるのではと疑問に思う人もいます。</p> <p>そういうものはある程度分析ができていますか。</p>
事務局	<p>調査点検を行い、重要度を絞っているところです。実際、台風等により、下流部で噴いてしまう場所があります。</p> <p>例えば、昨年度から西坂戸団地の下流部の多和目地区で不明水対策工事を行っています。</p> <p>多和目の所で中央幹線の人孔から汚水が台風等の時に溢れてしまうことを防ぐため行っています。</p> <p>局所的に工事を行っており、今後、調査に基づき行いたいと考えています。</p>
会長	<p>今回の諮問は二点あり、二点目の下水道料金の改定が市民の一番関心があるところだと思いますが、一点目の経営戦略の改定と全くリンクするものとなっています。</p> <p>料金の改定の議論の中で、経営戦略の改定に戻ってくる話も出てくると思います。</p> <p>今日はここまでにしますが、全体に影響することなのでこれからもまた戻っても構わない状況かと思えます。</p> <p>それから、前回の答申の写しをいただければ、審議会としてどのような答えを出すのかイメージができるので、お願いしたい。</p> <p>その時に料金の改定をしないで、据え置くことを確認したようですが、その理由がどういうものであったのかも含めて確認しておきたいと思えます。</p> <p>今回の改正で下水道料金を上げたいという話なので、今までとは全く性質が違います。</p> <p>そこのところを踏まえて、経営戦略の改定と料金改定と関係なく手を挙げてもらって結構ですのでよろしくお願いします。</p>
委員	<p>先ほど会長が言われた39ページの経費回収率を見ると、これは使用料改定が前提になっていて、本文の方は使用料改定が前提になっていない部分もありますが、それはそれでいいのか。</p>
事務局	<p>改定をしてもしなくても、具体的な目標を掲げなければならず、今回は、改定した場合の目標を掲げている。</p> <p>あくまでも目標であり、することを前提ということではない。</p>

	これから諮問する料金改定ともリンクしており、改定しないことになれば、ここは修正になります。
会 長	<p>2項目目の料金の改定について、説明を聞きたいと思います。また議論が経営戦略に戻ってもいいし、料金改定でも同様の議論が進むと思いますので、2項目目の説明をお願いします。</p> <p>(事務局より資料に基づいて説明)</p>
会 長	<p>使用料の改定案について説明がありました。先程の経営戦略を踏まえて、今より15.7%収入が増える改定を考えていきたいとのことですが、基本的にそのとおりがいいという回答と、具体的に何パーセントまで示すとか、何か審議会に求めるものはあるのでしょうか。</p> <p>(過去の答申書を配付)</p>
事 務 局	今、お配りしましたが、令和3年10月12日の答申は、据え置きのもので、平成28年8月10日は、改定の答申です。
会 長	それぞれ答申書には、据え置きのものとは数字が入った改正案がありますが、これは事務局の方で提示された数字だったのか、審議会の方で議論していったものなのか、教えてもらえますか。
事 務 局	<p>平成28年の場合、事務局で回収率を100%にする時はこの位の改定案であるとか、数パターンの改定案をお示しして、意見をいただきました。</p> <p>今、改定案をお示ししましたが、これより抑えた案を作れるかというお話をいただければ、別の案を示すことはできます。</p>
会 長	現実問題として事業計画を進めるためには、それなりの財源が必要ではないか。
事 務 局	事務局としては、経営戦略の方で100%を目指したいという考え方をお示しさせていただいています。
会 長	事業費が足りなくなると、構成団体にせがむしかなくなるという流れになっているが、答申書に構成団体には、それなりに負担をお願いしたいという文言を記すのは構わないのか。
事 務 局	はい。事務局で経費を抑えるように努力もします。
委 員	下水道料金が上がるわけだが、水道料金と一緒に請求するので、一般市民とすると下水道料金が上がったということは、水道料金が上がったと思うのではないか。
会 長	そう思う人が多いですね。
委 員	ほとんどの人がそう思うでしょう。だから、下水道が水道から貰っているという感覚が一般市民に強いと思います。

<p>会 長</p>	<p>そうだと思います。</p> <p>現実問題、請求書は上下水道料金できますから、水道料金はどう動いているのかによっても、下水道料金の改定の仕方も考えなきゃいけないし、水道は水道で勝手に数字決めといて、下水は下水で数字決めて足してみたら、とんでもない値上げ案をそれぞれ持っていたということになりかねない。</p> <p>構成団体は坂戸、鶴ヶ島で一緒だから、トップの管理者の名前が違うだけで、同じ人なので、首長さんがよく話をして、上下水道料金は、当面このような考え方で行くという方針が出ていれば非常にありがたい。</p> <p>その辺りも審議会として意見を出すかなと少し思っていますが、どうしても具体的な数字を入れるとなると、勇気がいるので、示された案について、もう少し圧縮してほしいというような意見を答申書に書くのは大丈夫だと思いますが、この案の数字でいいとマルをする理由は無いと考えている。</p> <p>以前はそのようにしていたみたいですが、数字まで触るのは厳しいと思っている。</p> <p>要はお金が足りなければ、その分事業調整するか、若しくは構成団体から融通してもらいますという話ですが、そうすると計画でもないし、計画に基づく料金改正でもない感じになってしまい、何のための審議なのかとなってしまう。</p> <p>構成団体から30%までは貰えるという約束があるという話について、それはこれからも約束されるものなのかどうか説明がなかったので、そこも詰める必要があると思った。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>令和3年10月の答申の下から4行目に公費負担のあり方について、一般会計で負担すべき経費を明確にとある。</p> <p>一般会計で負担すべきというのは、下水道使用料で徴収しないで、公費負担とされる一般会計が負担しなければならないものを明確にした方がよいというご意見だった。</p> <p>その資本費の3割というのは、今後、構成市としては公費負担として、これからも負担して行きますという協議を令和4年度に実施したので、この協議を再度しない限りは、資本費3割は公費として明確にこれからも負担するという事は決まっている。</p>
<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>一番怪しいところだけど、それで大丈夫ですか。</p> <p>協議書が残っているので大丈夫です。</p> <p>今のところそれ以上にいただいています。</p> <p>基準外の部分まで、いただいている状況もあり、そのやり取りをしているので、3割はこちらも必ず主張して行きたいと思います。</p>
<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>料金改定をもう少し抑えたいという審議会の方針が出れば、それを記してもらって、あとは構成団体に振るしかない。</p> <p>基準内が3割。基準外の本来は使用料で賄うべき部分は、今もいろいろお願いした部分もあり、負担金として出してもらっています。</p> <p>ただ、こちらを抑えるところは抑えて、なるべく基準内に収まるように努力をしないではいけません。</p>

<p>会 長</p>	<p>本来、坂戸市と鶴ヶ島市が負担してくれる部分は引き続き残っていくだろうということです。</p> <p>本来は構成団体が出してはいけないが、慣例的ということで出していて、これは約束できるとのことです。</p> <p>水道料金の関係は、水道料金と一緒に請求され、市民の方はそこしか接点がなく、下水道料金だけ説明されても、理解されないと思うので、そこのところも意見があれば集約したいと思います。</p> <p>今日は数回あるうちの1回だと思いますので、入口の議論、もしくは分からないことがあったら教えて欲しいみたいなものも結構だと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>答申書にもあるように、汚水事業と雨水事業を分けて市民の皆さんが分かりやすいように会計規則第83条で定めた雨水と汚水のセグメントがありますが、これをわかりやすくした資料はありますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今回お配りしました令和6年度予算の18ページになります。</p> <p>これは決算書で示されていない、組合資産に対する汚水分、雨水分のセグメントで、維持管理については、費目で分かれています。組合資産はどれだけ汚水分が多くて、どれだけ雨水分が多いのかは記されていないので、セグメント資産、セグメント負債と分けて記している。</p>
<p>委 員</p>	<p>できればもっと詳しく汚水と雨水で分けてもらいたい。</p> <p>例えば予算書で職員の給料負担が15人とか2人とか分かっているように。</p> <p>今回、我々が議論したいのは、汚水に関わる料金なので、下水道、水道っていうと上水全部、一体した規模になってしまいお客さんが分かりにくく、説明しやすいようにお願いしたい。</p> <p>例えば12ページの使用料単価は下水道使用料を有収水量で割り返せば、141円40銭がすぐ出るが、汚水処理原価147.6円や経費控除前の174円はどれとどれを割ったのか教えてもらいたい。</p> <p>最後のページの原価計算書の「使用料水準についての説明」の中で経費回収率の「約」が「薬」となっている。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>失礼しました。記載ミスなので修正します。</p>
<p>委 員</p>	<p>支払利息、減価償却費で資本費が出てくが、資本費の公費負担3割はこれのことか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>わかりやすくということで、予算書と決算書の様式は、公会計で基準が定められているので、ここでの表現はこれが限界であることをご理解いただきたい。</p> <p>費目の中で人数が分かりにくいという部分で言いますと、予算書の25ページをご覧いただき、維持管理費が使用料対象経費になるのですが、使用料対象となる汚水事業維持管理費では一般職給15名。その2の雨水事業維持管理費というのは、公費負担となり、使用料対象とならないので、汚水の人件費が何人なのか予算書に明確に示しています。</p> <p>ただし、26ページ下段の総係費は、組合運営にかかる職員なので、それを明確に18ページで事業費を按分して、汚水と雨水で分けています。</p>

	<p>セグメントのその他の項目の議会・総務費負担金というのがありますが、雨水事業に857万7千円とあり、これは議会・総務費負担金にかかる費用を職員分だけではありませんが、雨水部分としては公費で負担としてもらっているという表現です。汚水事業0円については、使用料で充当しているということをご理解いただければと思います。</p> <p>次に経営戦略の46ページをお願いします。委員さんが知りたいのがこの部分だと思いますが、公費負担分と使用料対象経費の人件費が今後5年間にかかる見込みをそれぞれ分けて明確にお示ししています。</p> <p>この様式も総務省で定められた様式で、市民が使用料改定の必要性についてわかりやすい表ではないのかとされており、この表でご理解いただけるのではないかと考えています。</p> <p>次に、資本費については、一般会計の時には、元利償還金が資本費でしたが、企業会計になってから対象となるのが減価償却費と償還利息となっています。</p> <p>この資本費の3割を公費負担とするということをご協議した状況です。</p> <p>次に11ページ下段の表の右側の有収水量1m³あたりの収入の実績を20トンベースに換算して出すように総務省から経営戦略を作成するのに示されているもので、これは左側が条例上の使用料で、実際に一ヶ月に20m³を使った場合の使用料で、右側が全体の収入決算額なので、右側が高く、この差があればその累進度が高いということにもなります。</p> <p>これはそういったことをわかりやすく、令和3年、4年、5年の実績を記載しています。</p> <p>次に12ページの汚水処理原価と汚水処理単価の違いですが、汚水処理原価は使用料対象となるものを有収水量で割ったものです。</p> <p>使用料単価につきましては、下水道使用料収入を有収水量で割ったものです。</p> <p>この汚水処理原価につきましては、公費で負担する分は除いた部分となっています。</p>
委 員	<p>数字で教えてもらおうとありがたい。 147.60円/m³はどうやって算出したのか。</p>
事 務 局	<p>使用料改定の資料3ページを見ていただき、これは将来のものになりますが、使用料対象経費AをDの有収水量で割ったものが汚水処理原価になります。</p> <p>次回までに分かりやすい表を用意することでよろしいですか。</p>
会 長	<p>よろしくをお願いします。 皆さんの方で資料要求がありましたらお示し願いたいと思います。</p>
委 員	<p>先程の議論にもありましたが、県内の他の団体との比較の時に、例えば他の団体での値上げの動きを上下水道合共であれば検討しやすい。</p>
事 務 局	<p>上水道の情報入手は難しいが、上水道は先日、新聞に記事が出ましたが、県が県水を20数%値上げすることを示しました。</p> <p>令和8年度から卸値が20数%上がりますので、自ずとどこの団体も料金を上げざるを得ないのが、今年から来年あたりどうなるかと言うような話を聞いています。</p>
委 員	<p>上水道の動向はなくてもいいので、近隣の下水道の動向がわかるもの</p>

事務局	<p>をお願いしたい。</p> <p>下水道では、今年の4月から県北部の流域下水道が単価を上げました。</p> <p>単価が上がったことにより、各市町村は県に負担金を支払わなくてはならないので料金改定が必要になってくるのではないかとというのが県北部の流域下水道の状況です。</p> <p>また、それ以外の南部の流域下水道も単価の値上げを考えてるという情報も入っている。</p>
委員	<p>近隣の状況は気になるので、お願いしたい。</p> <p>特に鶴ヶ島市は、隣り合った川越市と差が生じるのが気になる。</p>
事務局	<p>参考までに令和6年度に入って、県内で4月に3団体、6月に1団体、7月に1団体と直近で5団体が使用料改定を行いました。</p>
委員	<p>次回、資料をいただくとありがたい。</p>
委員	<p>予算書を見ると建設改良費で藤金地区となっていますが、これは令和11年度に完成する区画整理の藤金地区のことでしょうか。</p>
事務局	<p>組合が整備する藤金は、区画整理地区を除いた部分になります。</p>
委員	<p>県内他団体との比較で、近隣の下水道使用料との違いについて、日高市が一番高いが、どういう経費の違いで料金の差が出るのかが分からない。</p> <p>下水道普及率や施設にかかる経費かと思いますが、理由を教えてくださいということと、受益者負担ということもありますが、他団体にはどの程度、公費で出しているのか状況がわかったら教えてください。</p> <p>単価をここであまり抑えてしまうと、次の段階でまた大幅な値上げが必要になるのかどうか、その辺の見通しの資料も出してもらいたい。</p>
会長	<p>お手数かけますが、西部11市と近隣の市町村の今年4月1日現在の下水道料金の資料を基本料金等を含めたデータと特別に書き込む必要があるのは、いつ改定したのかなど、なるべく細かく各団体の下水道料金の内容がわかる一覧表のような資料を2、3枚になっても結構なので、できる範囲で調整していただければと思います。</p> <p>それと一般財源の額については、情報が無いと思いますが、あればよいのでお願いします。</p>
委員	<p>使用料改定の4ページの(2)の③対象者が一番多い使用料部分は、11～20㎥ですが、条例で規定する単価の構成比の21～50㎥が42.3%とは矛盾しないのか。</p>
事務局	<p>11～20㎥は10㎥で、21～50㎥は30㎥になるので、10㎥単位で考えれば、この11～20㎥が21.2%と一番多いと捉えていただきたい。</p>
会長	<p>追加資料は、次の審議会でもまだ要求できると思いますし、比較しな</p>

	<p>いと分からない部分もありそうです。 次回はその辺の資料を提出してもらい、それを見てまた議論していく ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(了解の声)</p>
<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次回の日程について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>次回の開催案ですが、事務局としましては、8月20日火曜日の午後 2時からで調整させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(了解の声)</p> <p>開催通知を送付させていただきたいと思います。よろしくお願ひいた します。 もし追加で気がついたことがありましたら、次回の一週間ぐらい前まで に連絡頂ければ、極力準備するようにしますので、よろしくお願ひしま す。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>新井会長ありがとうございました。質問等がありましたら任意の様式 で構いませんので、8月9日ぐらいを目途にお願いできればと思ってお ります。 これをもちまして。坂戸市、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会 を終了いたします。本日はありがとうございました。</p>

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

下水道事業運営審議会 会議録署名委員

会 長 新井 彪

署名委員 齊藤多美恵

署名委員 新井 正美